

様式第十四(第十六条関係)

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
ふりがな 氏 名	
年 月 日生	
職 名	
上記の者は、下水道法第13条第1項(下水道法第25条の30第1項において準用する同法第13条第1項)の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。	
発行年月日	
有効期限	
任命権者	印

(裏)

下水道法抜粋

(排水設備等の検査)

第13条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(準用規定)

第25条の30 第7条から第8条まで、第11条の2、第12条から第12条の9まで、第12条の11から第13条まで、第15条から第18条の2まで、第21条から第23条の2まで及び第25条の規定は、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)について準用する。